

**ブロック単位での移譲に伴う
国から地方への人員の移管について**



福岡県知事 小川 洋

人員移管に関する基本的な考え方

全国知事会

「国の出先機関の原則廃止に向けて」
(平成22年7月)

- 1 人材移管に当たっての前提条件
- 2 人材・人員の受け入れ
- 3 移管の方法
- 4 給与等の取扱い
- 5 人材移管に係る総合調整

地域主権戦略大綱(平成22年6月)

基本的な考え方

「原則廃止の姿勢の下、ゼロベースで見直す」

改革の進め方

事務・権限を地方自治体へ移譲するものや国に残すものなどの類型に「事務・権限仕分け」を行い、地方自治体に移譲する。

事務・権限の地方自治体への移譲及び国から地方自治体への人員の移管等に際しては、改革の理念に沿って、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

ブロック単位での出先機関改革を迅速・着実に進めるため、九州地方知事会と関西広域連合が国の出先機関の事務・権限、人員、財源等を「丸ごと」受け入れる意思を表明(「丸ごと」移譲)

アクション・プラン(H22.12.28閣議決定)で示された新たな考え方

出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進する。

その際には、出先機関単位での全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

国の出先機関の「丸ごと」移譲に伴う人員移管に関する考え方

1 人員の受け入れに当たっての方針

事務・権限、人員、財源を丸ごと受け入れる方針であり、特別の人員削減を前提条件としない。
(移譲までの間も、通常の事務事業の見直し、人員の適正化は必要)

指揮命令が国から地方に変わっても、業務運営方法等に大きな変動を伴わないようにし、職員が安心して知識・経験・能力を發揮できるようにする。

地域や現場に近いところからの指揮により、よりやりがいを感じられる職場になるように意を用いる。

2 移管の方法

移譲時に在籍する職員を、広域行政機構又は広域連合という特別地方公共団体の職員として採用することが基本となる。

3 給与等の取扱い及び財源の確保

給与等は、特別地方公共団体の定める規定によって支給するが、給与・退職手当・共済負担金などの人件費については、事務事業の執行に必要な事業費及び事務費とは区分して所要額を国において確保し、その交付金によって賄う。

4 人員移管を円滑に進めるための措置

財源の確保を担保する法的措置が必要である。

国と地方が対等の立場で協議し、調整する体制の確保が必要である。